

## 五監公告第2号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

平成27年2月19日

五 泉 市 監 査 委 員  
柄 沢 則 夫  
平 井 敏 弘

1. 監査の種類  
定期監査
2. 措置を講じた対象課  
スポーツ推進課
3. 監査の期間  
平成26年10月30日～平成26年11月25日
4. 監査の結果及び講じた措置内容

監査の結果(指摘事項)	措置内容
① 職員の時間外勤務手当及び旅費の支給において、不適切な事務処理が見受けられた。五泉市職員の時間外勤務手当及び休日給に関する規則等関係法令に基づいた適正な事務処理に努められたい。	職員の旅費支給については、適正な事務処理を行います。また、職員の時間外勤務手当支給については、五泉市職員の時間外勤務手当及び休日給に関する規則等に基づき、適正な事務処理を行います。なお、誤った時間外勤務手当の支給については追給しました。
② 市営野球場使用料及び体育施設の行政財産目的外使用料の収納遅延が見受けられた。五泉市体育施設条例及び行政財産目的外使用料条例等に基づいた適正な事務処理に努められたい。	五泉市体育施設条例及び行政財産目的外使用料条例等に基づき適正な事務処理を行います。
③ 生涯学習推進事業施設と考えられる2施設の管理及び運営をスポーツ推進課と生涯学習課で分けて所管しているが、利用者への施設情報の提供など2施設の有効、効率的な運営の観点から五泉市教育委員会事務局処務規程に基づいた所管の統一を図られたい。	森林公園内の陶芸工房については、所管の統一を図ることとしました。